

## 大学及び大学院における必要な科目(たたき台)

## ○大学における必要な科目

## A. 心理学基礎科目

- ①公認心理師の職業倫理
- ②心理学概論
- ③臨床心理学概論
- ④心理学研究法(統計法を含む。)

## B. 心理学発展科目

## (基礎心理学)

- ⑤認知・知覚心理学
- ⑥学習・言語心理学
- ⑦感情・人格心理学
- ⑧神経生理・生理心理学  
(神経心理学を含む。)
- ⑨社会・集団心理学
- ⑩発達心理学
- ⑪障害児(者)心理学
- ⑫心理アセスメント
- ⑬心理学的支援法

## (応用心理学)

- ⑭健康・医療心理学
- ⑮福祉心理学
- ⑯教育心理学
- ⑰司法心理学  
(犯罪心理学を含む。)
- ⑱産業心理学

## (心理学関連科目)

- ⑲人体の構造と機能及び疾病
- ⑳精神疾患とその治療
- ㉑関係行政論

## C. 実習演習科目

- ㉒心理演習
- ㉓心理実習(80時間以上)

## ○大学院における必要な科目

## A. 実践科目

- ①公認心理師実践学
- ②臨床心理学特論

## B. 実習科目

- ③心理実践実習(450時間以上)

○大学における必要な科目に含まれる事項

A. 心理学基礎科目

①「公認心理師の職業倫理」に含まれる事項

1. 公認心理師の役割
2. 公認心理師の法的義務等
3. 利用者の安全性利益
4. 守秘義務と情報提供
5. 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務
6. 自己課題発見・解決能力
7. 生涯学習への準備
8. 多職種連携及び地域連携

②「心理学概論」に含まれる事項

1. 心理学の成り立ち
2. 知覚、認知、学習に関する心理学の代表的な理論や考え方

③「臨床心理学概論」に含まれる事項

1. 臨床心理学の歴史的背景、概念、諸理論

④「心理学研究法(統計法を含む。)」に含まれる事項

1. 心理学における実証的研究法(実験の実施を含む。)
2. 心理学で用いられる統計手法
3. 統計に関する基礎的な知識
4. データを用いた実証的な思考方法

B. 心理学発展科目

(基礎心理学)

⑤「認知・知覚心理学」に含まれる事項

1. 人の心の仕組みと働き
2. 感覚・知覚・認知の機序及びその障害

⑥「学習・言語心理学」に含まれる事項

1. 人の行動が変化する過程
2. 言語の習得における機序

⑦「感情・人格心理学」に含まれる事項

1. 感情に関する理論や感情喚起の機序
2. 感情が行動に及ぼす影響
3. 人格の概念及び形成過程
4. 人格の類型、特性等

⑧「神経生理・生理心理学(神経心理学を含む。)」に含まれる事項

1. 脳神経系の構造と機能
2. 記憶、感情等の生理学的反応の機序
3. 高次脳機能障害

⑨「社会・集団心理学」に含まれる事項

1. 対人関係や集団における人の意識や行動についての心の過程
2. 人の態度や行動
3. 家族や集団や文化が個人に及ぼす影響

⑩「発達心理学」に含まれる事項

1. 認知機能の発達や、感情・社会性の発達
2. 誕生から死に至るまでの生涯における発達
3. 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識や考え方

⑪「障害児(者)心理学」に含まれる事項

1. 身体障害、知的障害及び精神障害
2. 障害児(者)の心理的特徴や必要な支援
3. 高齢者の心理的特徴や必要な支援

⑫「心理アセスメント」に含まれる事項

1. 心理検査の種類、特徴及び意義
2. 心理検査の適応及び実施方法
3. 心理検査の限界
4. 行動観察や検査の結果の解釈等

⑬「心理学的支援法」に含まれる事項

1. さまざまな心理療法やカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界
2. コミュニケーション
3. プライバシーへの配慮
4. 支援内容等の適切な記録及び報告

(応用心理学)

⑭「健康・医療心理学」に含まれる事項

1. ストレスと心身の疾病の関係
2. 医療現場において生じる心理学的問題と必要な支援
3. さまざまな保健活動
4. 災害時等に必要な心理に関する支援

⑮「福祉心理学」に含まれる事項

1. 福祉現場における心理に関する支援

2. 本人や家族への支援といった観点からの福祉現場における心理に関する支援

⑩「教育心理学」に含まれる事項

1. 教育現場において生じる問題とその背景
2. 教育現場において生じる問題に対して必要な心理に関する支援

⑪「司法心理学(犯罪心理学を含む。)」に含まれる事項

1. 犯罪を巡る心理・社会の趨勢の理解
2. 犯罪者や非行少年の処遇や矯正、更生に至るプロセスや関連要因、援助技法
3. 犯罪・非行の背景と犯罪・非行者の再教育と矯正・保護
4. 家事紛争等における問題への支援
5. 犯罪被害者に対する心理に関する支援

⑫「産業心理学」に含まれる事項

1. 産業・労働分野における基本的事項
2. 職場における問題に対して必要な心理に関する支援

⑬「人体の構造と機能及び疾病」に含まれる事項

1. 心身機能と身体構造及びさまざまな疾病や障害
2. がん等の心理的支援が必要な主な疾病

⑭「精神疾患とその治療」に含まれる事項

1. 精神疾患総論(代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。)
2. 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化
3. 医療機関へのコンサルテーション

⑮「関係行政論」に含まれる事項

1. 医療分野に関係する法律、制度
2. 保健分野に関係する法律、制度
3. 福祉分野に関係する法律、制度
4. 教育分野に関係する法律、制度
5. 司法・法務・警察分野に関係する法律、制度
6. 産業・労働分野に関係する法律、制度

⑯「心理演習」に含まれる事項

知識や技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技(ロールプレイング)を行い、事例検討で取り上げる。

- (ア) 心理に関する支援を要する者やその関係者に関する以下の知識や技能の修得
  - (1)心理検査、(2)心理面接、(3)地域支援 等
- (イ) 心理に関する支援を要する者やその関係者の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
- (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチの場面想定
- (エ) 多職種連携及び地域連携
- (オ) 公認心理師としての職業倫理と法的義務への理解

②③「心理実習」に含まれる事項

1. 実習生は、(※)に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業・労働の5つの分野の施設において、見学等による実習を行いながら、実習施設の指導者による指導を受ける。
  2. 実習を担当する教員は、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行い、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得を目標とし、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行う。
- (※)(ア) 心理に関する支援を要する者やその関係者に関する以下の知識や技能の修得
  - (1)心理検査、(2)心理面接、(3)地域支援 等
  - (イ) 心理に関する支援を要する者やその関係者の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
  - (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ
  - (エ) 多職種連携及び地域連携
  - (オ) 公認心理師としての職業倫理と法的義務への理解

(参考)実習及び演習の概念について

○実習の内容

以下の1及び2を指す。

1. 実習生が実際に心理の支援を要する者及びその関係者に対する面接や検査の実施を通して、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援(法第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するもの)を行う。  
また、実習教員や指導者が実習の前後に実習生に対して行う指導も実習時間に含める。なお、多職種を交えて支援の方針等を検討するケースカンファレンスも実習の一部に含める。 ※ケースを自ら担当することが望ましい。
2. 指導者が実施する、心理状態の観察及び分析並びに支援等の見学や他の実習生や指導者が担当するケースについての検討を行う。その前後に行う指導も実習時間に含める。

○演習の内容

面接や心理検査等のロールプレイ及び事例検討(実習における1や2におけるケースではないもの)

【大学における実習及び演習の指導体制について】

○実習及び演習を担当する教員の要件(以下のいずれかを満たす者)

1. 公認心理師の資格を取得後5年以上業務に従事した者
2. 大学又は大学院において、教授、准教授、助教又は講師として3年以上業務に従事した者
3. 所定の講習会を受講した者

→ 但し、経過措置として、当分の間は大学又は大学院において3年以上教授、准教授、助教又は講師として3年以上心理分野の教育に従事している者

○実習及び演習を担当する教員の配置人数

実習生●人につき教員1人以上

○学外の実習施設に所属する実習担当指導者の要件(以下のいずれも満たす者)

1. 公認心理師の資格を取得後5年以上業務に従事した者
2. 所定の講習会を受講した者

→ 但し、経過措置として、当分の間は5年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等とし、所定の講習会を受講すること。

○学外の実習施設における実習生の受入人数

実習生●人につき指導者1人以上

## ○大学院における必要な科目に含まれる事項

### A. 実践科目

#### ①「公認心理師実践学」に含まれる事項

保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業・労働分野における問題の事例研究、支援方法等（以下、例）

- (ア) 人間学的心理療法、認知行動療法、精神分析療法 等
- (イ) 認知症対策、母親及び乳幼児支援、自殺防止、産後うつ、ひきこもり支援、精神疾患、虐待防止支援、子育て支援、地域包括ケア 等
- (ウ) スクールカウンセリング、保護者及び教職員支援 等
- (エ) 家事紛争、成年後見、被害者支援 等
- (オ) メンタルヘルス、職場不適応対策 等
- (カ) 新たな社会ニーズ等への対応 等

#### ②「臨床心理学特論」に含まれる事項

### B. 実習科目

#### ③「心理実践実習」に含まれる事項

1. 実習生は、大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の基礎的な理解の上に、(※)に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業・労働のいずれか3分野以上の施設(医療分野は必修)において、見学だけでなく、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、実習施設の指導者による指導を受ける。
  2. 実習を担当する教員は、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行い、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得を目標とし、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行う。
- (※) (ア) 心理に関する支援を要する者やその関係者に関する以下の知識や技能の修得
- (1)心理検査、(2)心理面接、(3)地域支援 等
  - (イ) 心理に関する支援を要する者やその関係者の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
  - (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ
  - (エ) 多職種連携及び地域連携
  - (オ) 公認心理師としての職業倫理と法的義務への理解

#### 【大学院における実習及び演習の指導体制について】

##### ○実習及び演習を担当する教員の要件(以下のいずれかを満たす者)

1. 公認心理師の資格を取得後5年以上業務に従事した者
2. 大学又は大学院において、教授、准教授、助教又は講師として3年以上業務に従事した者

3. 所定の講習会を受講した者

→ ただし、経過措置として、当分の間は大学又は大学院において教授、准教授、助教又は講師として3年以上心理分野の教育に従事している者

○実習及び演習を担当する教員の配置人数

実習生5人につき教員1名以上

○学外の実習施設に所属する実習担当指導者の要件(以下、いずれも満たす者)

1. 公認心理師の資格を取得後5年以上業務に従事した者

2. 所定の講習会を受講した者

→ ただし、経過措置として、当分の間は5年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等とし、所定の講習会を受講すること。

○学外の実習施設における実習生の受入人数

実習生5人につき指導者1人以上